

# 第1回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

## 議 事 次 第

日時：平成21年12月3日（木）

18:00～20:00

場所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室B

1. 開会
2. 前原国土交通大臣 挨拶
3. 委員紹介
4. 座長 挨拶
5. 議事
  - (1) 規約について
  - (2) 今後の治水対策のあり方について
  - (3) その他
6. 閉会

第1回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議  
委員名簿

座長

中川博次 京都大学名誉教授

委員

宇野尚雄 岐阜大学名誉教授

三本木健治 明海大学名誉教授

鈴木雅一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

田中淳 東京大学大学院  
情報学環総合防災情報研究センター長・教授

辻本哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授

道上正規 鳥取大学名誉教授

森田朗 東京大学公共政策大学院教授

山田正 中央大学理工学部教授

(敬称略、五十音順)

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約（案）

（名称）

第１条 本会は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第２条 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。

（委員の任命）

第３条 委員は、学識経験がある者から、国土交通大臣が任命する。

（会議）

第４条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、国土交通大臣が指名する。

- ２ 座長は、議長として会議の議事を整理する。
- ３ 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- ４ 会議は原則として非公開で開催する。
- ５ 会議配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- ６ 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。
- ７ 会議における議事録については、あらかじめ委員に確認の上、発言者氏名を除いたものを国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第５条 会議の事務局は、河川局河川計画課に置く。

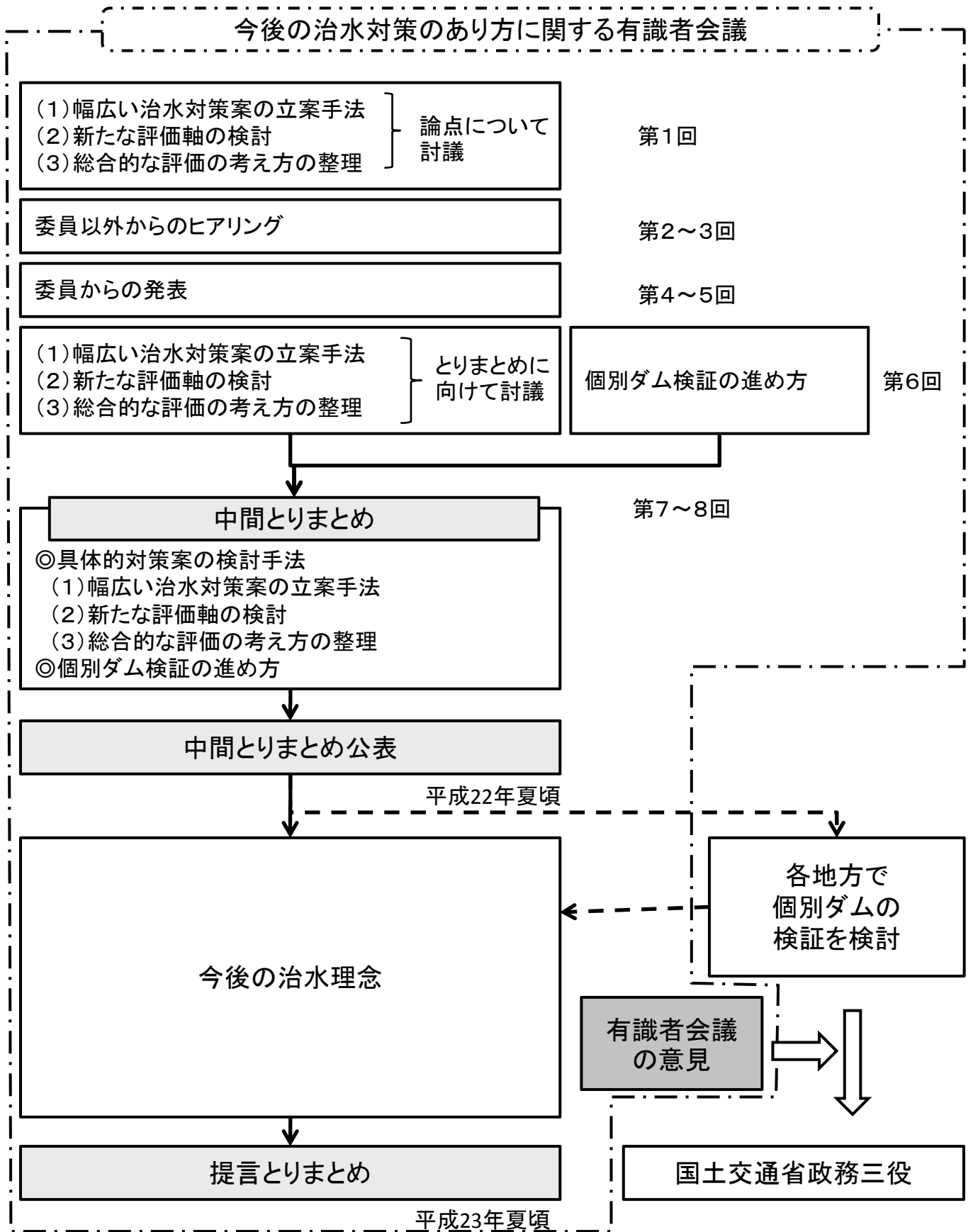
- ２ 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第６条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

- １ この会議は、平成２１年〇〇月〇〇日から施行する。



※スケジュールは現時点の案であり、今後の会議の議論等によって変わる可能性がある。

# 主な論点

～中間とりまとめに向けて～

## (1) 幅広い治水対策案の立案手法

○ダム整備にたよらない方法を必ず含めて複数の治水対策案を立案する。

治水対策案は、

河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、遊水地、ダムの整備 等に加えて、

既存施設の有効活用、貯留・浸透施設の整備、森林の保全、洪水の予測や情報の提供など被害の軽減を図る対策

等を含めて、幅広い方策を組み合わせる検討する。

## (2) 新たな評価軸の検討

○治水対策案を比較するために、これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するとともに、それぞれの評価軸の有意性や限界等について、必要に応じケーススタディー等を実施しつつ検討する。

(例) 被害軽減効果(経済(資産)、人命、社会機能 等)、コスト(維持管理含む)、地域社会・環境等への影響、利水事業への影響、実現性、達成しうる安全度 等

## (3) 総合的な評価の考え方の整理

○定性的な評価しかできない評価軸の扱いを含めて、総合的な評価の考え方を整理する。